

# 公益財団法人山形県市町村振興協会基金貸付細則

平成25年12月 4日  
改正 平成30年12月26日  
改正 令和 元年 5月10日  
改正 令和 3年 1月28日  
改正 令和 7年 4月 1日

## (趣 旨)

第1条 この細則は、公益財団法人山形県市町村振興協会基金積立運用規程（以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、公益財団法人山形県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）に対して基金の資金（以下「資金」という。）を貸付ける場合の貸付の条件、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

## (貸付の種類)

第2条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

2 長期貸付とは、貸付対象事業に係る地方債の届出をした市町村もしくは、同意または許可を受けている市町村に対する一会計年度をこえる貸付をいう。

3 短期貸付とは、貸付対象事業に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

## (貸付対象事業の細目)

第3条 規程第4条で定める貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

## (貸付の要件)

第4条 資金の貸付を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること
- (2) 事業の計画が適切であること
- (3) 財務の経理が明確であること
- (4) 長期貸付にあつては、地方債の届出がなされているものもしくは、地方債の同意又は許可を受けているものであること。

## (貸付方法)

第5条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

## (貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率は、政府資金及び全国市町村振興協会の貸付金利を基準とし、理事長が定める。
- (2) 償還期限は、長期貸付にあつては5年（うち据置期間1年）、10年（うち据置期間2年）、12年（うち据置期間2年）又は15年（うち据置期間3年）、短期貸付にあつては同一会計年度内とする。

- (3) 貸付日は、長期貸付にあつては毎年度5月24日、短期貸付にあつては借入希望日とする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その直後の金融機関の営業日とする。
- (4) 元金の償還方法は、長期貸付にあつては半年賦元金均等償還の方法によるものとし、その償還期日は毎年度9月20日及び3月20日とする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その直後の金融機関の営業日とする。短期貸付にあつては、一括弁済の方法によるものとする。
- (5) 利息については、長期貸付にあつては借入日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあつては借入日の翌日から元金償還の日までの利息を協会に払込むものとする。
- (6) 延滞利息は、延滞元利金につき年10パーセントとする。

(借入の申込)

第7条 資金の貸付を受けようとする市町村は、原則として借入予定日の3週間前までに、次の各号に掲げる書類を協会に提出するものとする。

- (1) 借入申込書(様式第1号又は様式第2号)
- (2) 事業概要調書(様式第3号又は様式第4号)
- (3) 長期貸付にあつては届出をした地方債の届出書、起債同意書の写しまたは起債許可書の写し、短期貸付にあつては一時借入金現在額調(様式第5号)

2 前項に定めるもののほか、協会は、当該市町村に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(貸付の決定)

第8条 協会は、借入の申込みを受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、貸付を行うことに決定した市町村に対しては、借用証書(様式第6号又は様式第7号)の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町村に対しては、その旨を通知するものとする。

(貸付の実行)

第9条 市町村は、前条の借用証書を直ちに協会に提出するものとし、協会は、これと引換えに資金を送付するものとする。

- 2 協会は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあつては償還年次表(様式第8号)を作成し、これを当該市町村に送付するものとする。
- 3 協会は、資金の貸付に係る元利支払期日の2週間前までに、元利金払込通知書(様式第9号)を当該市町村に送付するものとする。
- 4 市町村は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によって指定された銀行に元利金を払込むものとする。

(繰上償還)

第10条 協会は、資金の貸付を受けた市町村が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合においては、協会は、繰上償還をさせようとする日の10日前までに当該市町村に対し、繰上償還通知書(様式第10号)を送付するものとする。

2 市町村は、貸付を受けた資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合においては、当該市町村は、あらかじめ繰上償還申請書（様式第11号）を協会に提出するものとする。

（補 則）

第11条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この細則は、平成25年12月4日から施行する。

（償還期限の特例）

第2条 第6条に規定する償還期限の適用については、公債費負担適正化計画策定の団体に対する新たな貸付に限り、20年償還（うち据置期間4年以内）とする。

附 則

この細則は、平成30年12月26日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。